

## 5 都市林区域の設定

### 1. 区域設定の考え方

広町地区は、鎌倉市の市街化区域の中でも谷戸の自然環境を有する大規模な樹林地であり、都市林の区域については、自然環境調査をふまえて確定するよう緑政審議会の答申（平成12年7月）を受けた。

自然環境調査においては、自然環境の特性を把握するため、指標として設定した生物種・群の多様度を集水域毎（図2-8参照）に算出し、解析を行っている。

この多様度から広町地区をみると、御所ヶ谷の下流域や竹ヶ谷等、谷戸部を含む集水域を中心に高く、自然環境調査を行った市内22箇所の緑地の中でも高い水準にある。

また自然環境調査においては、絶滅が危惧されている希少な種等の分布状況の確認も行っている。貴重種等の生育・生息が確認された場所は、これらの保全の観点から優先的に区域に取り込む必要があると考えられる。

区域の設定にあたっては、このような自然環境調査から得られた情報と、すでに住宅地等として利用されている区域を除外する等、土地利用・土地所有等を勘案し、次のフローに従い設定した。

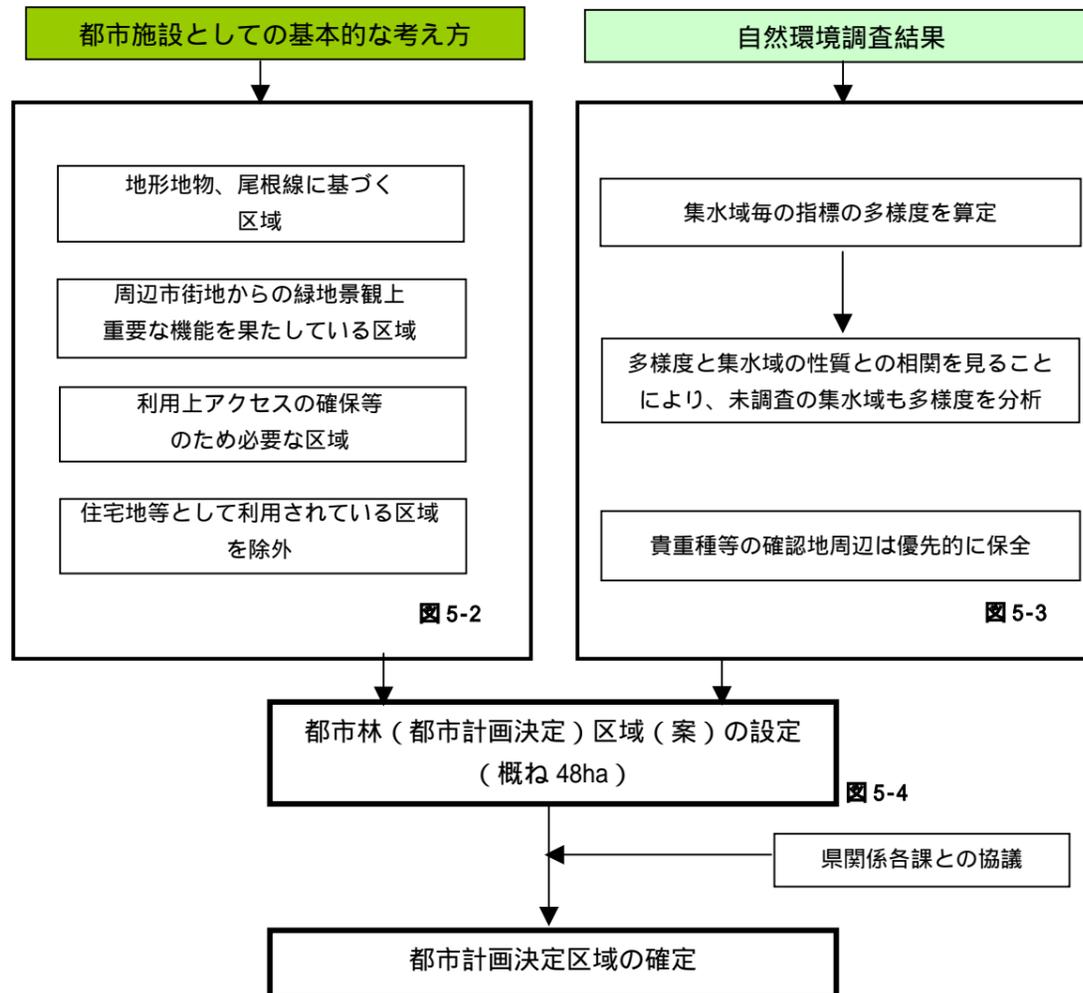


図5-1 都市林区域の設定フロー



図5-2 都市施設として考慮する区域図



図5-3 自然環境調査結果図

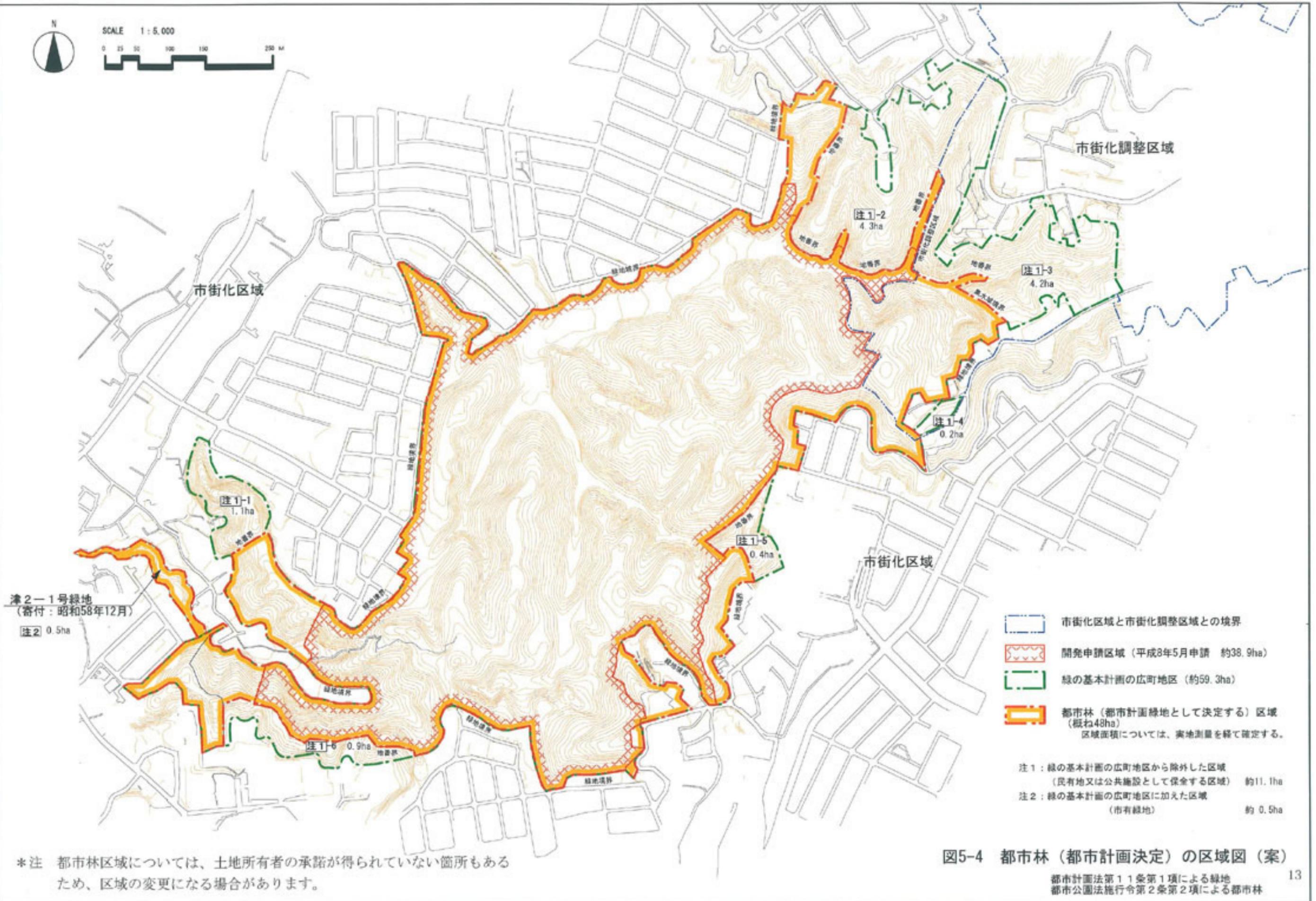
### 2. 緑の基本計画の広町地区から除外する区域の保全方針

都市林区域から除外する私有地については、土地所有者の理解と協力を得ながら都市林区域と一体的に緑の保全を図っていくために、鎌倉市独自の制度である保存樹林指定や緑地保全契約等の活用や市民活動推進方策を検討する。また公有地についても一体的な緑としての連携方策を検討する。

なお、一部の土地については、すでに保存樹林指定がなされ、緑地保全に協力を得ている。



SCALE 1:5,000



津2-1号緑地  
(寄付: 昭和58年12月)  
注2 0.5ha

-  市街化区域と市街化調整区域との境界
-  開発申請区域 (平成8年5月申請 約38.9ha)
-  緑の基本計画の広町地区 (約59.3ha)
-  都市林 (都市計画緑地として決定する) 区域 (概ね48ha)  
区域面積については、実地測量を経て確定する。

注1: 緑の基本計画の広町地区から除外した区域  
(民有地又は公共施設として保全する区域) 約11.1ha  
注2: 緑の基本計画の広町地区に加えた区域  
(市有緑地) 約0.5ha

\*注 都市林区域については、土地所有者の承諾が得られていない箇所もあるため、区域の変更になる場合があります。

図5-4 都市林 (都市計画決定) の区域図 (案)

都市計画法第11条第1項による緑地  
都市公園法施行令第2条第2項による都市林